

土浦市行財政改革推進委員会委員名簿

参考資料3

令和5年6月1日現在
(50音順・敬称略)

No.	氏 名	所属及び役職
1	荒木 雅江	関東信越税理士会土浦支部
2	猪俣 弘一	カスミグループ労働組合連合会 事務局長
3	今高 博子	土浦市女性団体連絡協議会
4	川島 宏一	筑波大学 システム情報系教授
5	玉根 敦司	日立建機(株) 理事 サステナビリティ推進本部 本部長
6	塚原 建	土浦商工会議所青年部 会長
7	吉田 由樹子	土浦市小中学校PTA連絡協議会 子育てネットワーク委員会 副委員長
計	7名	

役 職	氏 名
委 員 長	川島 宏一
副委員長	荒木 雅江

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行財政システムの確立を推進するため、土浦市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して、調査審議する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革大綱の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(次項及び次条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室行革デジタル推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

土浦市行財政改革推進本部構成員名簿

役 職	氏 名	職 名
本 部 長	船 沢 一 郎	市長公室長
本 部 員	塚 本 哲 生	総務部長
//	真 家 達 成	市民生活部長
//	羽 生 元 幸	保健福祉部長
//	平 井 康 裕	こども未来部長
//	佐 藤 亨	産業経済部長
//	塚 本 隆 行	都市政策部長
//	渡 辺 善 弘	建設部長
//	望 月 亮 一	教育部長
//	檜 山 保 明	消防長
//	櫻 井 良 哉	議会事務局長

事務局

所 属 課	氏 名	職 名
行 革 デ ジ タ ル 推 進 課	元 川 宏	行革デジタル推進課長
//	鈴 木 良 幸	行革デジタル推進課 行政経営係長
//	福 田 和 彦	行革デジタル推進課 主査
//	山 崎 尚 哉	行革デジタル推進課 主幹

○土浦市行財政改革推進本部規程

平成12年12月13日訓令第11号

土浦市行政改革推進本部規程(平成7年土浦市訓令第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市の行財政改革を推進するため、土浦市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革実施計画(次号において「実施計画」という。)の策定及び推進に関すること。
- (3) 土浦市行財政改革推進委員会に対し、実施計画の推進状況を報告すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行財政改革に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長公室長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を総理し、本部の会議(次条において「本部会」という。)の議長となる。

4 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。

5 本部員は、土浦市行政組織条例(昭和42年土浦市条例第22号)第2条に規定する部の長、教育部長、消防長及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 本部の事務を円滑かつ効率的に処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局の庶務は、市長公室行革デジタル推進課において処理する。

(関係団体に対する取組要求)

第6条 本部長は、本市と関係する団体に対し、行財政改革の推進に関し必要な取組を求めるものとする。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。